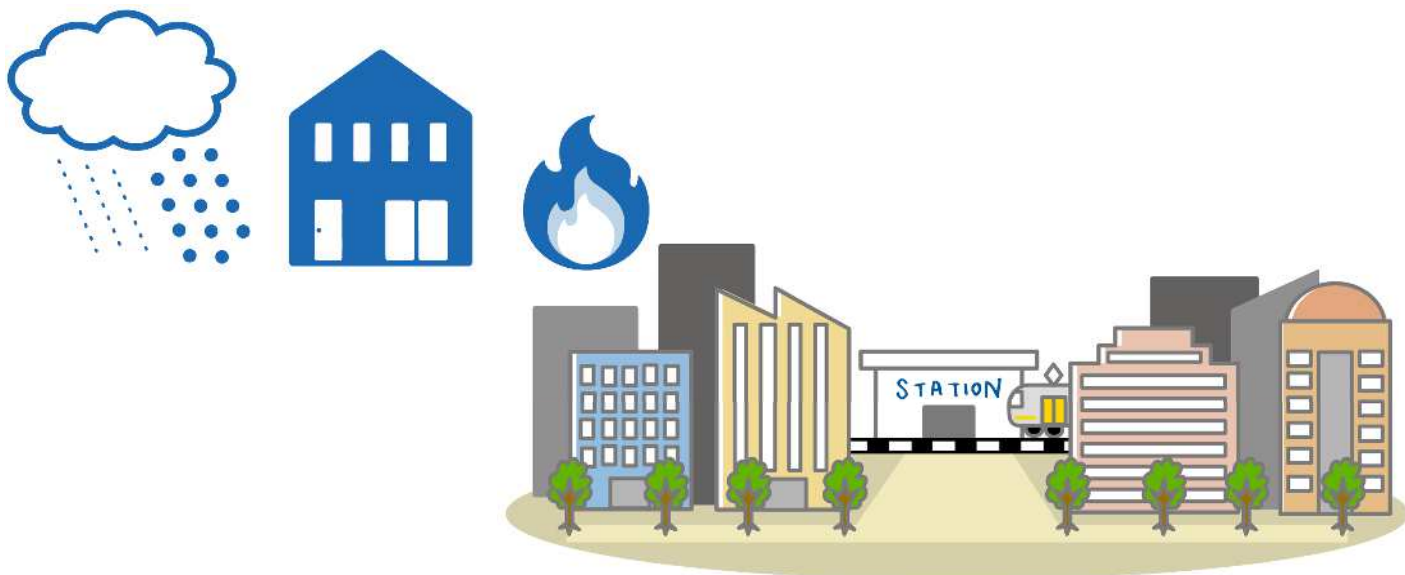


令和7年2月作成

江戸川区 と 住宅金融支援機構 が連携し 災害に強い安全なまちづくりを応援



【フラット35】地域連携型 (地域活性化)

当初 **5** 年間の借入金利 年 **0.25%** 引下げ

※ 【フラット35】地域連携型とは、子育て支援等について積極的な公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

地方公共団体

補助金の交付などマイホーム取得者に対する財政的支援

連携



住宅金融支援機構

【フラット35】の金利引下げ

【フラット35】S 等、その他にも併用可能な金利引下げメニューがあります。

詳しくは
こちら



○助成制度のご相談は

江戸川区 都市開発部

まちづくり推進課

建築指導課

※ 問い合わせ先は助成制度の内容により異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

【フラット35】に関するご相談は



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合 (国際電話など) は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)



www.flat35.com

【フラット35】の金利引下げ対象となる江戸川区の防災対策助成制度

①江戸川区不燃化特区の区域内
における老朽建築物の除却の助成



②江戸川区不燃化特区の区域内
における戸建て建替えの助成



③江戸川区不燃化特区の区域内
における共同住宅等建替えの助成



④江戸川区都市防災不燃化促進助成



⑤江戸川区老朽住宅
除却工事助成事業



⑥江戸川区建築物耐震
改修工事等助成事業
(建替、除却に限る)



問い合わせ先

①～④：都市開発部 まちづくり推進課

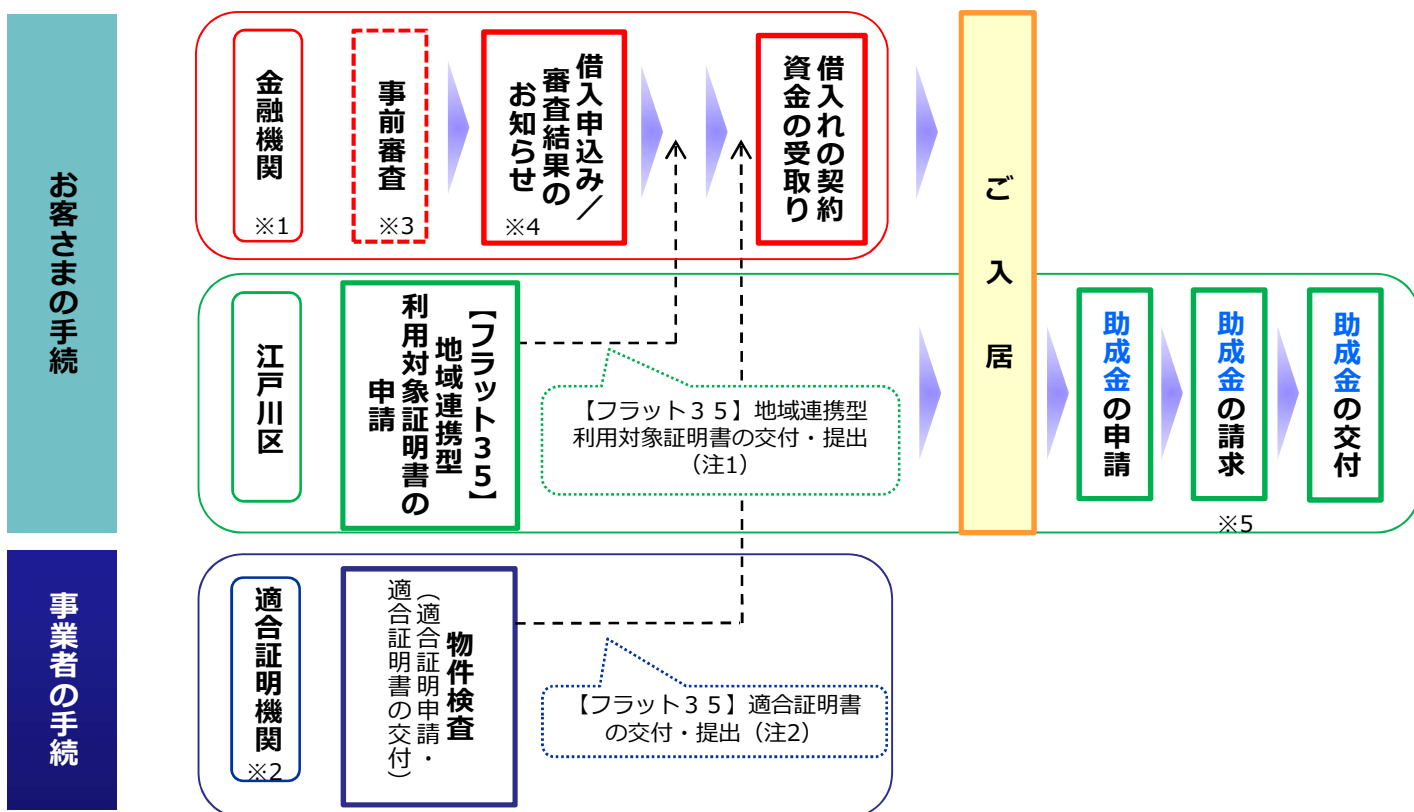
TEL 03-5662-0895

⑤⑥：都市開発部 建築指導課

TEL 03-5662-6389

※江戸川区の助成金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は江戸川区にお問い合わせください。

【フラット35】地域連携型の利用手続



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。取扱金融機関、江戸川区及び適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1 (【フラット35】地域連携型利用対象証明書) および注2 (【フラット35】適合証明書) は、借入の契約時までに取扱金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込み後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みにあたっては、取扱金融機関の指定する申込関係書類を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5) 助成金交付等は、江戸川区の制度に基づき実施するものです。

《借入に当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。